



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年6月21日火曜日 第2783号

◇ 目 次 ◇

| | | |
|-------------------------------|------------------------|-----|
| 医療機関の指定..... | (保健福祉課) ... | 511 |
| 施術機関の指定..... | (") ... | 511 |
| 指定医療機関の廃止の届出..... | (") ... | 511 |
| 指定施術機関の廃止の届出..... | (") ... | 512 |
| 介護機関(居宅介護事業者)の指定..... | (") ... | 512 |
| 介護機関(介護予防事業者)の指定..... | (") ... | 512 |
| 指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... | (") ... | 512 |
| 指定介護機関(介護予防事業者)の変更..... | (") ... | 512 |
| 指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の廃止の届出..... | (") ... | 513 |
| 指定自立支援医療機関の指定(3件)..... | (健康増進課・障がい福祉課) ... | 513 |
| 農用地利用配分計画の認可..... | (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... | 514 |
| 指定障害児通所支援事業者の指定..... | (中予地方局地域福祉課) ... | 514 |
| 指定居宅サービス事業者の指定..... | (") ... | 514 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定..... | (") ... | 514 |
| 指定障害福祉サービス事業者の指定..... | (") ... | 515 |
| 土地改良区の定款変更の認可(7件)..... | (中予地方局農村整備第一課) ... | 515 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | (南予地方局農村整備課) ... | 515 |
| 建設業者の許可の取消し..... | (南予地方局管理課) ... | 516 |
| 落札者等の告示..... | (警察本部会計課) ... | 516 |

公 告

| | | |
|--------------------------------|-------------|-----|
| 愛媛県自治体情報セキュリティクラウド構築業務の委託..... | (情報政策課) ... | 516 |
| クリーニング師試験の施行..... | (業務衛生課) ... | 517 |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第742号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年6月21日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|--------------------|------------|
| そがめ薬局北新町店 | 新居浜市北新町5番1号 | 平成28年6月1日 |
| 西予市国民健康保険周木診療所 | 西予市三瓶町周木6番耕地229番地1 | 平成28年3月31日 |
| 大植医院 | 今治市中日吉町二丁目3番25号 | 平成28年4月30日 |
| 松岡整形外科医院 | 四国中央市川之江町329番地8 | 平成28年5月6日 |

○愛媛県告示第743号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、

施術機関を次のように指定した。

平成28年6月21日

愛媛県知事 中村時広

| 氏名 | 施 術 名 称 | 施 術 所 在 地 | 指 定 |
|------|---------|-----------------|-----------|
| | | | 年 月 日 |
| 圖子貴之 | 鍼灸院まつおか | 四国中央市川之江町329番地8 | 平成28年5月5日 |
| 伊藤直哉 | 鍼灸院まつおか | 四国中央市川之江町329番地8 | 平成28年5月5日 |

○愛媛県告示第744号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年6月21日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|---------------------|------------|
| 西予市国民健康保険周木診療所 | 西予市三瓶町周木1番耕地321番地27 | 平成28年3月31日 |
| 松岡整形外科医院 | 四国中央市川之江町329番地1 | 平成28年5月5日 |

| | | |
|----------|---------------------|-------------|
| 大 植 医 院 | 今治市中日吉町二丁目3 - 25 | 平成28年 4月29日 |
| イオン薬局今治店 | 今治市馬越町4 - 8 - 1 | 平成28年 5月25日 |
| 村瀬循環器内科 | 今治市中日吉町二丁目7 - 50 | 平成28年 5月31日 |

指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 施 術 機 関 氏 名 | 施 術 所 | | 廃 止 年 月 日 |
|----------------|-----------|---------------------|---------------|
| | 名 称 | 所 在 地 | |
| 圖 子 貴 之 | 施術所 M O C | 四国中央市川之江町329 - 1 | 平成28年 5月5日 |
| 伊 藤 直 哉 | 施術所 M O C | 四国中央市川之江町329 - 1 | 平成28年 5月5日 |

○愛媛県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により

○愛媛県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成28年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介 護 機 関（居 宅 介 護 事 業 者） 名 称 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所 | | 指 定 年 月 日 |
|----------------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------|-------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 医療法人浦岡医院 | 大洲市大洲877番地 | グループホームやすらぎの家 | 大洲市西大洲甲525番地 | 平成28年 5月17日 |

○愛媛県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成28年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介 護 機 関（介 護 予 防 事 業 者） の 名 称 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 介 護 予 防 事 業 を 行 う 事 業 所 | | 指 定 年 月 日 |
|------------------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------|-------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 医療法人愛寿会 | 西条市福武字蔵尾甲158番地 の1 | 西条愛寿会病院 | 西条市福武字蔵尾甲158番地 の1 | 平成28年 4月1日 |
| 医療法人浦岡医院 | 大洲市大洲877番地 | グループホームやすらぎの家 | 大洲市西大洲甲525番地 | 平成28年 5月17日 |

○愛媛県告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成28年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介 護 機 関（居 宅 介 護 事 業 者） 名 称 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所 | | 変 更 年 月 日 |
|----------------------------------|-----------------------|-------------------------|------------------------------|------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人聖風会 | 西条市氷見字上寺丙195番地 | （変更後） 居宅介護事業所ていずい | （変更後） 西条市禎瑞字相生5番385番 地 | 平成28年 4月1日 |
| | | （変更前） ヘルパーステーション光風館 | （変更前） 西条市氷見字上寺丙195番地 | |

○愛媛県告示第749号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成28年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業を行う事業所 | | 変更年月日 |
|------------------|----------------|------------------------|--------------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 社会福祉法人聖風会 | 西条市氷見字上寺丙195番地 | (变更后) 居宅介護事業所ていずい | (变更后) 西条市禎瑞字相生5番385番地 | 平成28年4月1日 |
| | | (变更前) ヘルパーステーション光風館 | (变更前) 西条市氷見字上寺丙195番地 | |

○愛媛県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年6月21日

愛媛県知事 中村時広

| 医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|---------------------|------------|----------------------|-------------|------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 社会医療法人社団更生会 | 西条市大町739番地 | 訪問看護ステーションこまち | 西条市大町303番地1 | 平成28年5月31日 |

○愛媛県告示第751号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年6月21日

愛媛県知事 中村時広

| 名称 | 所在地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|----------------|------------------|------------|---------------|-----------|
| 公益財団法人正光会御荘診療所 | 南宇和郡愛南町御荘平山846番地 | 公益財団法人正光会 | 精神通院医療 | 平成28年6月1日 |
| そがめ薬局北新町店 | 新居浜市北新町5番1号 | 有限会社テナタートル | 精神通院医療（薬局） | 平成28年6月1日 |

○愛媛県告示第752号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年6月21日

愛媛県知事 中村時広

| 指定訪問看護事業者等 | | 訪問看護ステーション | | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|--------------|--------------|------------------|---------------|-----------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | | |
| 公益財団法人正光会 | 宇和島市柿原1280番地 | 訪問看護ステーション御荘 | 南宇和郡愛南町御荘平山846番地 | 精神通院医療 | 平成28年6月1日 |

○愛媛県告示第753号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年6月21日

愛媛県知事 中村時広

| 名称 | 所在地 | 開設者の氏名又は名称 | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日 |
|-----------|------------|------------|---------------|-----------|
| そがめ薬局北新町店 | 新居浜市北新町5-1 | 有限会社テナタートル | 薬局（育成医療・更生医療） | 平成28年6月1日 |

○愛媛県告示第754号

平成28年 5月12日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成28年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|--------------|-----------------|-------------------|-------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 所在及び地番 | 面積（㎡） |
| 横 林 徳 幸 | 愛媛県松山市小山田甲642番地 | 愛媛県松山市小山田甲19番ほか2筆 | 4,928 |

| | | | |
|----------------|--------------------|----------------------|--------|
| 株式会社 みさき果樹園 | 愛媛県西宇和郡伊方町中之浜328番地 | 愛媛県大洲市上須戒111番ほか12筆 | 41,584 |
| 小 倉 重 雄 | 愛媛県東温市北方791番地 | 愛媛県東温市北方胡ノ元甲801番ほか2筆 | 2,139 |
| 大 福 浩 剛 | 愛媛県伊予郡砥部町高尾田48番地2 | 愛媛県東温市北野田字大地69番1ほか2筆 | 4,564 |

2 認可年月日

平成28年 6月13日

○愛媛県告示第755号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

| 事業者番号 | 指定障害児通所支援事業者 | | | 指定障害児通所支援の種類 | 指定障害児通所支援事業所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|------------|---------------|----------------------|---------|--------------|-----------------|----------------------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3850100763 | 株式会社 奏音まつやま | 愛媛県松山市山越5丁目8番6号 | 森 川 敦 子 | 児童発達支援 | 発達支援ルーム でこぽん | 愛媛県松山市山越5丁目8番6号 | 平成28年 6月1日 |
| 3850100763 | 株式会社 奏音まつやま | 愛媛県松山市山越5丁目8番6号 | 森 川 敦 子 | 放課後等デイサービス | 発達支援ルーム でこぽん | 愛媛県松山市山越5丁目8番6号 | 平成28年 6月1日 |
| 3850100714 | 株式会社 エイトカンパニー | 愛媛県松山市高浜町1丁目乙60番地147 | 仲 矢 記代子 | 児童発達支援 | まりも | 愛媛県松山市高浜町1丁目乙60番地346 | 平成28年 6月1日 |
| 3853500068 | 株式会社花みかん | 広島県広島市中区昭和町8番15-701号 | 矢 野 浩 二 | 児童発達支援 | 児童発達支援 花みかん | 愛媛県伊予郡松前町上高柳503番地4 | 平成28年 6月1日 |
| 3853500068 | 株式会社花みかん | 広島県広島市中区昭和町8番15-701号 | 矢 野 浩 二 | 放課後等デイサービス | 放課後等デイサービス 花みかん | 愛媛県伊予郡松前町上高柳503番地4 | 平成28年 6月1日 |

○愛媛県告示第756号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------------------|-------------|---------------|-------------|---------|
| | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 株式会社つながる | つながるデイサービス | 愛媛県東温市南野田33番2 | 平成28年 5月20日 | 通所介護 |

○愛媛県告示第757号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------------|---------------|---------------|-------------|----------|
| | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 株式会社つながる | つながるデイサービス | 愛媛県東温市南野田33番2 | 平成28年 5月20日 | 介護予防通所介護 |

○愛媛県告示第758号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

| 事業者番号 | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|------------|---------------------------|----------------------|--------|---------------|---------------------------|--------------------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3813510215 | 株式会社花みかん | 広島県広島市中区昭和町8番15-701号 | 矢野浩二 | 生活介護 | 生活介護事業所 花みかん | 愛媛県伊予郡松前町上高柳503番地4 | 平成28年 6月1日 |

○愛媛県告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市吉久土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市保和土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第761号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市揚畑田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第763号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第764号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市北方土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市南方土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

○愛媛県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 6月21日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------------|
| 理 事 | 梅 村 健 則 | 宇和島市津島町近家甲209 - 18 |
| " | 藤 岡 功 | 宇和島市津島町上畑地甲327 |
| " | 武 田 貞 康 | 宇和島市津島町下畑地甲1071 |
| " | 松 本 武 雄 | 宇和島市津島町山財6525 |
| " | 河 野 昌 朋 | 宇和島市吉田町白浦1439 |
| " | 木 田 道 隆 | 宇和島市津島町浦知415 - 1 |
| " | 細 川 陽 一 | 宇和島市津島町北灘丁1208 |
| " | 山 本 浩 康 | 宇和島市津島町下畑地甲1510 |
| " | 清 家 茂 | 宇和島市津島町近家甲253 |
| 監 事 | 坂 本 順 作 | 宇和島市津島町岩松1905 |
| " | 山 下 保 志 | 宇和島市下波3755 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|--------------------|
| 理 事 | 山 下 保 志 | 宇和島市下波3755 |
| " | 梅 村 健 則 | 宇和島市津島町近家甲209 - 18 |
| " | 藤 岡 功 | 宇和島市津島町上畑地甲327 |
| " | 武 田 貞 康 | 宇和島市津島町下畑地甲1071 |
| " | 細 川 陽 一 | 宇和島市津島町北灘丁1208 |
| " | 松 本 武 雄 | 宇和島市津島町山財6525 |
| " | 河 野 孝 | 宇和島市吉田町白浦1439 |
| " | 木 田 道 隆 | 宇和島市津島町浦知415 - 1 |
| " | 山 本 浩 康 | 宇和島市津島町下畑地甲1510 |
| 監 事 | 坂 本 順 作 | 宇和島市津島町岩松1905 |
| " | 清 家 茂 | 宇和島市津島町近家甲253 |

○愛媛県告示第767号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成28年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号 | 許可年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取消年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因となった事実 |
|---------------|-----------------|-----------|-------|---------------------|----------------|------------------|--------------|
| (般-23)第15952号 | 平成23年 6月5日 | 大石建設 | 大石 春満 | 宇和島市津島町北灘甲62 2-1 | 平成28年 5月18日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-24)第16253号 | 平成25年 3月6日 | 稲田建築 | 稲田 政則 | 南宇和郡愛南町御荘長月 3131 | 平成28年 5月18日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-24)第9670号 | 平成24年 11月27日 | (有)久保板金工業 | 久保 賀運 | 大洲市新谷乙1529-1 | 平成28年 5月19日 | 板金工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-25)第10357号 | 平成25年 12月11日 | (有)秋田建設 | 秋田 久満 | 大洲市若宮223-1 | 平成28年 5月31日 | 大工工事業 内装仕上工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第768号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日 |
|--------------------|---------------------------------|-------------|---------------------------------|------------------|---------------|-------------|
| 行政情報処理端末機等 1 式の借入れ | 愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2 | 平成28年 5月27日 | 四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15 | 714,960円 (月額) | 一般競争入札 | 平成28年 4月12日 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名
愛媛県自治体情報セキュリティクラウド構築業務の委託
- 委託業務名及び数量
入札説明書及び仕様書による。
- 委託業務の内容等
仕様書による。
- 委託期間
契約締結日から平成29年3月17日まで
- 委託業務の履行場所
仕様書による。
- 入札方法
ア この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続により紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札により行うものとする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ISO27001の認証を取得している者であること。
 - 委託業務を委託期間内に適正かつ確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - 愛媛県自治体情報セキュリティクラウドに係る運用・保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課行政情報グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2289
- 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、平成28年8月2日（火）から同月4日（木）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の

日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、平成28年8月2日（火）から同月4日（木）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、平成28年8月4日（木）午後5時までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成28年8月5日（金）午前10時

愛媛県庁本館1階 企画振興部政策企画局情報政策課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、仕様適合確認審査申請書（以下「審査申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 審査申請書の受領期限

(ア) 電子入札による場合は、平成28年6月21日（火）から同年7月12日（火）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。

(イ) 紙入札による場合は、平成28年6月21日（火）から同年7月12日（火）までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による審査申請書の取扱い

郵送等により審査申請書を提出する場合は、平成28年7月12日（火）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Development of an Ehime local government information

security cloud , 1 set

(2) Time limit of tender: 5:00 p.m. , 4 August 2016

(3) For further information , please contact: Administrative Computerization Group , Information Technology Division , Policy and Planning Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による平成28年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成28年6月21日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の日時

平成28年9月8日（木）午前9時

2 試験の場所

(1) 学科試験

松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館

(2) 実地試験

松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館

3 受験願書の提出期間

平成28年7月25日（月）から8月8日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。